

農林水産分野への対応について

1. 農林水産分野への対応に係る検討項目について

第 15 回弁理士制度小委員会（以下「第 15 回小委」という。）において、弁理士制度見直しの方向性のうち、農林水産分野への対応の観点からは以下の 3 点について検討すべきとされた。

- （ア）農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上
- （イ）農林水産分野における弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上
- （ウ）農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化

2. 問題の所在と対応案

（ア）農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上

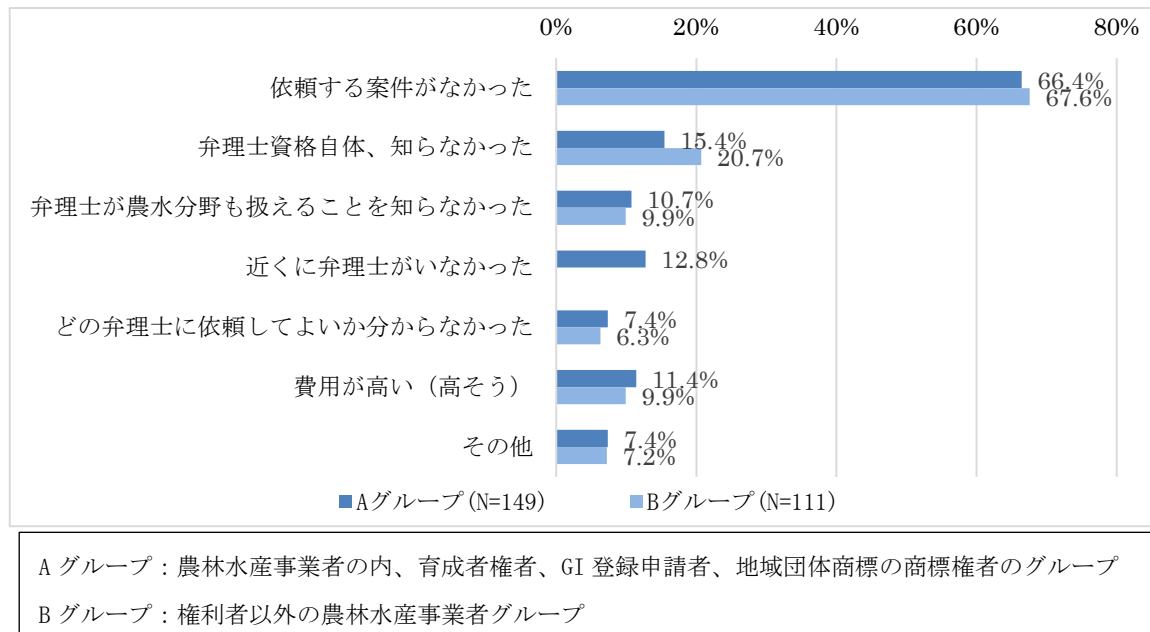
①問題の所在

第 15 回小委の資料 5 と参考資料 2 において示したように、特許庁が令和 2 年 5 月に実施した調査によれば、知的財産（育成者権、地理的表示（GI）、地域団体商標）を保有する農林水産分野の事業者（以下、「農林水産事業者」という。）の弁理士利用率は 62.1%（n=277）、育成者権及び GI の保有者に限っても 55.8%（n=172）であり、知的財産を保有する農林水産事業者の半数以上が、弁理士を活用した知的財産に関する取組を進めている。

一方、知的財産に関する外部専門家として弁理士を利用しなかった農林水産事業者に対し、その理由を調査したところ、図 1 に示すように、知的財産の保有の有無に関わらず、「弁理士資格自体、知らなかった」、「弁理士が農林水産分野も扱えることを知らなかった」と回答した者が一定数存在している。

このように、農林水産事業者の弁理士業務への認知度を向上させることが課題となっている。

図 1 専門家の中から「弁理士」を選択しなかった理由



出典：特許庁「農林水産分野における弁理士の役割等に関する調査研究報告書」（平成 30 年度）

②対応案

農林水産事業者向けの知的財産の普及を目的としたセミナーへの講師としての弁理士の派遣など、これまでも弁理士による農林水産事業者への普及活動は行われてきたところであるが、上記①のとおり、農林水産事業者の認知度が十分な状況であるとはいえないため、農林水産事業者が弁理士に接する機会をさらに増やすことが必要であると考えられる。

例えば、農林水産省では、農林水産知的財産保護コンソーシアムを通じて、農林水産事業者への知的財産普及支援施策として、令和 2 年度に知的財産セミナー・相談会を 4 地域で実施しており、講師には弁理士も含まれている。現在のところ、農林水産省が上記のようなセミナー等を実施する際には担当者が個別に講師の選定や依頼などを行っている。

このようなセミナー等において、知的財産の専門家である弁理士が知的財産の活用方法等について講義することは参加者である農林水産事業者等にとって有益であるほか、弁理士にとっても農林水産事業者に対する弁理士の認知度を向上させる良い機会となる。しかしながら、現状ではこのようなセミナー等に毎回確実に日本弁理士会が関わっている状況ではない。

また、新規就農者への研修教育機関である農業大学校等において、弁理士が講師として知的財産に関する講義などを提供することは、新規就農者への普及啓発と弁理士の認知度向上の点で有益と考えられるが、現在はそのような機会

が得られていない。

以上を踏まえると、特許庁と農林水産省の協力の下、農林水産事業者への研修・指導を行う機関と日本弁理士会との関係構築を進め、弁理士による農林水産事業者への普及啓発の場をより積極的に増やしていくことが適切ではないかと考える。

(イ) 農林水産分野における弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上

①問題の所在

図 1 に示すように、農林水産事業者が弁理士を利用しなかった理由としては、「近くに弁理士がいなかった」、「どの弁理士に依頼してよいか分からなかった」ことも挙げられている。このように、農林水産事業者の弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上も課題となっている。

②対応案

上記(ア)のとおり、農林水産事業者に対する弁理士の認知度は十分とはいえない状況にある。一方、各地域の農林水産省地方農政局等は、農林水産事業者から知的財産に関する相談を受け付けているなど、農林水産事業者にとって身近な存在である。そのような地方農政局等の農林水産関係団体と弁理士との連携を促進することは、農林水産事業者が農林水産関係団体を通じて弁理士にアクセスできる機会の増加に資するといえる。日本弁理士会では、令和元年度より一部地域の地方農政局等の農林水産関係団体との意見交換を開始しており、引き続き、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館が行っている知財総合支援窓口も含め、地域での連携を進めていくことが適切と考えられる。

また、農林水産業の普及指導員（農林水産事業者に対して技術改良等の支援を行う地方公務員等）や営農指導員が近隣地域で対応できる弁理士を把握していれば、農林水産業の普及指導員などが支援している農林水産事業者に適切な弁理士を紹介することが期待¹できる。

加えて、弁理士検索サービスである日本弁理士会が運用している弁理士ナビでは、専門分野の指定項目に GI や地域団体商標が含まれていないなど、弁理士の農林水産分野への対応可否に関する情報が充実していないといえない。

以上を踏まえると、農林水産事業者にとって身近な存在である地方農政局等

¹ 農林水産事業者が過去 5 年間に相談したことのある外部専門家としては、農林水産関係知財の非権利者グループでは、税理士（57.4%）、社会保険労務士（37.3%）、営農指導員・普及指導員（37.3%）の順であり、農水関係知財の権利者グループでは、弁理士（50.3%）、弁護士（29.8%）、営農指導員・普及指導員（25.5%）の順であった。（出典）平成 30 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「農水分野における弁理士の役割等に関する調査研究報告書」（平成 31 年 3 月）

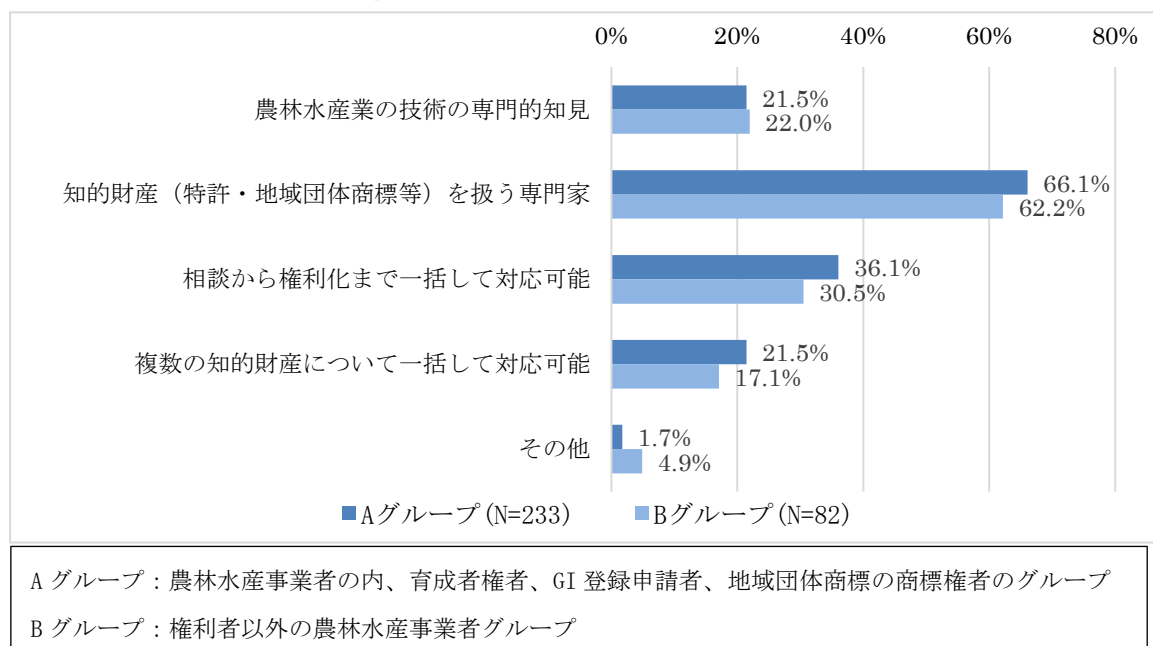
や農林水産業の普及指導員などといった農林水産事業者の支援者と日本弁理士会との関係の強化、弁理士検索サービスの拡充等により、弁理士へのアクセス性の改善を図っていくことが適当であると考えられる。

(ウ) 農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化

①問題の所在

図 2 に示すように、農林水産事業者が弁理士に依頼したい理由としては、「知的財産（特許・地域団体商標等）を扱う専門家」、「相談から権利化まで一括して対応可能」、「複数の知的財産について一括して対応可能」という理由が上位に挙げられている。

図 2 弁理士に依頼したい理由



出典：特許庁「農林水産分における弁理士の役割等に関する調査研究報告書」（平成 30 年度）

特許庁が令和 2 年 5 月に実施した調査によれば、知的財産（育成者権、GI、地域団体商標）を保有する農林水産事業者が複数種類の知的財産の取得にあたって助言を受けた外部専門家のうち、弁理士は 53.7% (n=82) を占めている。

しかしながら、育成者権及び GI（以下、「農林水産知財」という。）に関する知識を有する弁理士は少なく、例えば、日本弁理士会が提供する弁理士検索サービス（弁理士ナビ）には 14,261 件² の登録があるものの、そのうち、専

² 同じ弁理士が主たる事務所と従たる事務所で重複登録されている場合を含む。

門分野に種苗法（品種登録制度）を含むのは登録全体の約 1 %（163 件）にすぎない。

このように、農林水産事業者の期待に応えるための弁理士の能力強化・人材の拡充が課題となっている。

②対応案

現在でも、弁理士に対する農林水産知財関係（品種登録制度・GI 制度の内容、複数種類の知的財産を組み合わせた総合的な農林水産物の保護（知財ミックス）など）の研修は一定数実施されており、当該研修の受講者数は増加傾向にあるが、弁理士全体の人数と比較した受講者数は依然として少なく、農林水産分野の知財関係の知識を有する弁理士数は十分とはいえない状況にある。

また、農林水産事業者の知的財産活動を適切に支援するには、その経営状況を踏まえた検討が必要であるが、農林水産事業者の経営活動を理解している弁理士数も十分とはいえない。

以上のことから、研修の受講者数の増加等により、農林水産分野の知財に関する知識、とりわけ知財ミックスや農林水産事業者の経営活動に関する知識を有する弁理士を増加させることが適当であると考えられる。

（以上）